

機械器具（58）整形用機械器具

一般医療機器 ドライバ及び抜出器（JMDNコード 11345000）
ハーキンド アバットメントリムーバー

【禁忌・禁止】

＜使用方法＞

- (1)変形や破損した場合は使用しないこと。
- (2)本製品は取扱説明書に記載の用途以外には使用しないこと。

【形状・構造及び原理】

外観



材質

チタン合金

[原理]

アバットメントからスクリューを取り外した後に、アバットメントリムーバーを回転挿入することにより、フィクスチャーを押す力を利用し、アバットメントをフィクスチャーから外す。

【使用目的、効能又は効果】

本製品は、アバットメントをフィクスチャーから除去するための使用する。

【操作方法又は使用方法等】

本製品は未滅菌であり、洗浄及び滅菌してから使用する。本製品の滅菌は、高压蒸気法（オートクレーブ）が可能である。オートクレーブ滅菌を行う場合は、以下の条件で滅菌することができる。各施設において器具類の滅菌に関する適切に有効性がバリデートされた滅菌プロセスであれば、本条件と異なった滅菌を行うことも可能である。

＜滅菌条件例＞（第16改正日本薬局方 参考情報 微生物殺滅法 2.滅菌法 2.1.加熱法の高压蒸気法による）

121～124°C：15分間 又は 126～129°C：10分間

[使用方法]

- 1) アバットメントスクリューをアバットメントから通常通りに除去する。
- 2) 適当な器具を選択し、アバットメントにリムーバーを挿入し時計回りに回しながら、リムーバー先端がフィクスチャー底面に当たるまで締める。
- 3) その後、更にアバットメントを時計回りに回すと、リムーバー先端がフィクスチャー底面に当たり、垂直的に押し出すように、アバットメントを除去する。

【使用上の注意】

- (1) 本製品の使用に際しては、使用前にマニュアルを参考の上で使用し、注意・指示事項に従うこと。
- (2) 本製品はピンセットや鉗子など金属製器具で把持しないこと。傷ついたり変形したりする恐れがある。
- (3) 器具の強度を上まわる過大な曲げ応力やねじり応力を与えないこと。過度な応力が加わった場合、器具が変形したり破折したりする恐れがある。
- (4) 本製品は、取扱説明書に記載の用途以外には使用しないこと。
- (5) 歯科医療従事者以外が使用しないこと。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

【貯蔵・保管方法】

- (1) 本製品は、清潔な場所にて保管・管理すること。
- (2) 直射日光の当たる場所や高温多湿の場所は避け、室温で保管すること。
- (3) 本製品は、歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【保守・点検にかかる事項】

洗浄等取り扱いに際しては、金属製器具・ブラシで本製品を把持したり擦ったりしないこと。

【包装】

・各1個／袋

【製造販売業者及び製造業者等の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者：株式会社 E-Joint

住所：〒359-1116

埼玉県所沢市東町 10-16 廣澤ビル 3F

電話番号：04-2937-3972

製造業者：株式会社西村金属

住所：〒916-0019 福井県鯖江市丸山町 3 丁目 5-26

お問い合わせ、資料請求等：

株式会社 E-Joint 営業開発部ハーキンド

電話番号：04-2937-3976